

4 月 NEWS

【1】 税制情報

先月に引き続き税制改正大綱の内、消費課税「国際観光旅客税法案」についてお知らせ致します。

「国際観光旅客税」は観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保する観点から創設されます。

1. 法律案の概要

(1) 納税義務者

国際観光旅客等(出入国管理及び難民認定法による出国の確認を受けて本邦から出国する観光旅客その他の者等をいい、船舶又は航空機の乗員等を除く。以下同じ。)

(2) 非課税

航空機又は船舶の乗員

強制退去者等

公用機又は公用船(政府専用機等)により出国する者

乗継旅客(入国後 24 時間以内に出国する者)

外国間を航行中に天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者

本邦から出国したが天候その他の理由により本邦に帰ってきた者

2 歳未満の者

(3) 税率

出国 1 回につき 1,000 円

(4) 徴収・納付

① 国際旅客運送事業を営む者による特別徴収

国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等から徴収し、翌々月末までに国に納付するとともに、納付すべき税額に係る計算書を、国内運送事業者にあつては納税地を所轄する税務署長に、国外運送事業者にあつては納税地を所轄する税関長に提出

② 国際観光旅客等による納付(プライベートジェット等による出国の場合)

①以外の場合、国際観光旅客等は、航空機等に搭乗等する時までに国に納付

(5) 適用時期

平成 31 年 1 月 7 日以後の出国に適用(同日前に締結された運送契約による国際旅客運送事業に係る一定の出国を除く)

なお、記載内容は一部となりますので、詳細は、財務省ホームページの「平成 30 年度税制改正の大綱」をご参照ください。

【2】 4 月の主な税務

4 月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
4 月 10 日	3 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
5 月 1 日	2 月決算法人の確定申告
5 月 1 日	2 月、5 月、8 月、11 月決算法人・個人事業者の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告
5 月 1 日	法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告
5 月 1 日	8 月決算法人の中間申告
5 月 1 日	消費税の年税額が 400 万円超の 5 月、8 月、11 月決算法人の 3 ヶ月ごとの中間申告
5 月 1 日	消費税の年税額が 4,800 万円超の 1 月、2 月決算法人を除く法人の 1 ヶ月ごとの中間申告 (12 月決算法人は 2 ヶ月分)

【 スタッフの一言 】

新年度がスタートしました。

福岡市内でも桜が満開になり、春の訪れを楽しんでいます。

ただ、花粉が…症状が悪化しないよう願うばかりです。

担当:津野